

定額給付金の申請はお済ですか？

地域政策課
内線232・233

町では、定額給付金の申請を受付しています。

申請がお済みでない方は、申請手続きを行ってください。

【受付窓口】役場第2庁舎地下1階 地域政策課

【受付期限】9月24日(木)まで

申請方法	手 続 方 法
①郵送申請	申請書に世帯主の口座を記入し返信用封筒で申請書を返信してください。口座振込により給付されます。 ※振込先がゆうちょ銀行の場合は、振込まで約1ヶ月かかります。
②窓口申請 ※土日祝日を除く 9:00～16:00	役場に来庁し、直接現金を受け取ることができます。 ○世帯主本人が来庁する場合の必要書類 ・申請書 ・世帯主の本人確認書類（※1） ・印鑑（認め印） ○世帯主以外（ただし、申請書の給付対象者一覧に掲載されている方）が来庁する場合の必要書類 ・申請書 ・世帯主の本人確認書類（※1） ・来庁者の本人確認書類（※1） ・印鑑（認め印） ※1（本人確認書類） ◇顔写真付きの場合：1種類が必要 例）運転免許証、パスポート、住基カードなどの公的身分証明書 ◇顔写真無しの場合：2種類が必要 例）保険証、年金手帳、預金通帳、キャッシュカード、診察券などの証明書

【町への寄附に関するお知らせ】

定額給付金を町へ寄附することをお考えの方は、給付金を受け取った後に寄附金の納付手続きを行ってください。

給付金を受け取らず辞退をした場合、給付金は国に返還されますのでご注意ください。

※寄附に関するお問い合わせは、財政課（内線241）まで

「行政相談委員」が委嘱されました

秘書広報室
内線246

「行政相談委員」は、総務大臣から委嘱を受け、皆さんの相談相手として国の行政機関などの業務に関する相談に応じ、相談者に必要な助言や関係機関に通知するなど、解決の促進をお手伝いします。

社会福祉、医療保険、年金、国道、労働基準、雇用保険など国の行政機関などの業務に関するについて、お気軽にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られます。

町では、毎月10日（宮下会館）と20日（文化福祉会館）の13:00～16:00、行政相談委員・民生委員・人権擁護委員が「心配ごと行政相談」を行っています。

湯河原町の行政相談委員は次のお二人です。



神永 繁さん
☎(62)5094



貴田茂男さん
☎(62)5785